

議会改革推進会議会議録

平成30年5月18日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成30年5月18日(金) 午前10時40分～午前11時41分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員
会 長 西川 憲 行
副 会 長 岡本 公 秀
今岡 翔 平 高 島 真 新 秀 隆
尾崎 邦 洋 福 沢 美由紀 森 美和子
鈴木 達 夫 伊 藤 彦太郎 宮 崎 勝 郎
前 田 耕 一 中 村 嘉 孝 前 田 稔
服 部 孝 規 小 坂 直 親 櫻 井 清 蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 事務局 長 草川 博 昭 議事調査課長 渡 邊 靖 文
水 越 いづみ 高 野 利 人
- 6 案 件 1. 長期欠席者への対応について
2. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時40分 開 会

○会長（西川憲行君） ただいまから議会改革推進会議を開会します。

本日の議題は、長期欠席者への対応についてでございます。この課題につきましても、近年、本会議等を長期間欠席している議員に対し、報酬を全額支給していることが問題視され、全国的に長期欠席者に対して議員報酬を減額する条例を制定している市議会がふえてきておりますことから、本市議会におきましても、該当者がいない間に議論をし、改選までに例規を整備しておこうということで、議員報酬を減額する条例について検討部会で検討を重ねてまいりました。そして、このたび亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（案）がまとまりましたので、本日推進会議の場で議員全員にご確認をいただきたいと思っております。

それでは事務局より内容について説明いたさせます。

高野君、どうぞ。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元に本日、資料1と2を配付させていただいております。

資料1につきましては、課題検討カルテでございます。これまでの経過、あるいは対応内容等をこちらにまとめてございますので、こちらにつきましては後ほどごらんいただきたいと思っております。

それでは、資料2をごらんいただきたいと思っております。

こちらに、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（案）ということでまとめさせていただいておりますので、こちらにつきましては、今回、新規制定条例ということになりますので、少し時間を頂戴いたしまして、一項目ずつ朗読をさせていただきまして、補足説明が必要な部分はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、趣旨でございます。

第1条といたしまして、この条例は、亀山市議会議員（以下、議員という）が亀山市議会（以下、議会という）の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下、議員報酬条例という）の特例を定めるものとするということで、こちらにつきましては、他市なんかでは長期間欠席ということに対して自己都合とか疾病とか、そういう理由をつけ加えて表現しておるところもございましてすけれども、亀山市につきましては、長期間欠席した事実、ここを捉えてこの条例を適用していきたいということで、このような表現とさせていただきます。

続きまして、定義でございます。

第2条といたしまして、この条例において「議会の会議等」とは、次に掲げる会議等をいう。

第1号としまして、議会の定例会及び臨時会の会議。

第2号としまして、亀山市議会委員会条例の規定により設置された委員会の会議。

第3号としまして、亀山市議会会議規則第157条に規定する協議等の場。

そして、第4号といたしまして、地方自治法第100条第13項の規定による議員の派遣。

第5号といたしまして、亀山市議会会議規則第100条の規定による委員の派遣ということでございます。

なお、1号から3号につきましては、これは今、委員会条例あるいは会議規則というのが出ており

ますけれども、代表者会議を除く全ての会議がこちらに、今現在、亀山市議会は規定されておりますので、代表者会議を除く全ての会議という解釈をいただきたいと思っております。

それと第4号、第5号でございます。第4号の議員の派遣につきましては、亀山市ではないんですけれども、他市事例を挙げてちょっと説明をさせていただきますと、例えば災害が起こった現場に議会を代表して議員を派遣するとか、あるいは大きなイベントをするのに海外であったり、国内であったりもするんですけれども、そういう視察に議会を代表して議会の議決を経て議員を派遣するといったものが、この第4号でございます。

そして、第5号の委員の派遣といえますのは、こちらは亀山市でも行っていたいております常任委員会の行政視察といったものが該当することになります。

続きまして、議員報酬の減額でございます。

第3条といたしまして、議員が議会の会議等を長期間欠席した場合の議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員の報酬の額から、次の表の欠席期間の区分に応じて、当該議員報酬の額にそれぞれ同表の減額割合（以下、減額割合という）を乗じて得た額を減じた額とするということで、次ページに行ってくださいまして、ここに欠席期間と減額割合をお示しさせていただいております。こちらにつきましては、検討部会で検討いただきまして、90日を超え180日以下であるときにつきましては、100分の20を減額すると、そして180日を超え365日以下であるときは、100分の50を減額すると、そして365日を超えるときにつきましては、100分の100ということでございます。

続きまして、第2項でございますが、前項の規定は、議員が議会の会議等を欠席した日から起算して90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、議会の会議等に出席した日の属する月の前月まで適用するというもので、これにつきましては、90日を超える日が、例えば4月でしたら翌月の5月から適用になるということでございます。

続きまして、期末手当の減額といたしまして、第4条でございます。6月1日及び12月1日（以下、これらの日を基準日という）の前日から六月前までの間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額から当該期末手当の額に減額割合を乗じて得た額を減じた額とすると。

第2項といたしまして、前項の規定により期末手当を減額支給する場合で基準日の前日から六月前までの間の議員報酬の減額割合が異なるときは、高いほうの減額割合を適用するというもので、これにつきましては、その期末手当の基準日から基準日までの間の六月の間に、例えば180日を超えると、そうするとそれまでの間は90日を超え180日以下であるときの100分の20の減額割合が適用されておりまして、その180日を超えた翌月からは100分の50の減額割合が適用されるわけでございますけれども、期末手当については減額割合が違う月が生じた場合、高いほうを減額割合として適用するというもので、ご理解をいただきたいと思えます。

続きまして、適用除外でございます。

第5条といたしまして、議員が次に掲げる事由により議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、第3条第1項の欠席期間には含まないということで、長期欠席した事実を捉えてということで、趣旨のところで申し上げましたが、一応この適用除外という部分も設けております。これにつきましては、第1号から第4号を設けておりまして、まず第1号につきましては、亀山市議会の議員その他

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により認定された公務上の災害または通勤による災害ということでございます。

第2号につきましては、女性の議員の出産でございます。これについては、労働基準法の第65条第1項または第2項に規定する産前産後の期間に限るということで定めてございます。

続きまして、第3号でございます。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項に規定する患者または無症状病原体保有者である場合ということでございます。

それと、第4号といたしまして、前各号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める事由ということで、4つ項目を設けてございます。

まず第1号でございますが、これにつきましては、地方公務員災害補償法で定めがございます公務上の災害あるいは通勤上の災害ということに基づいて規定をさせていただいております。

それと、第2号につきましては、女性の出産ということで、これもここにも書いてございますけれども、労働基準法のほうで産前産後の休暇ということで、産前が6週間、産後が8週間ということで定めがございますので、その期間については適用除外であると。

それと、第3号の感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の定めのある患者または無症状病原体保有者というのを、これにつきましては、たくさんの病気がこれに該当してくるんですが、例えばインフルエンザであるとか、結核であるとか、それぞれの病気に応じて欠席期間については定めがございます。あと無症状病原体保有者というのは、症状は出ていないけれども、この菌を保有しておることが認められた方ということでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

それと、第4号でございます。前各号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める事由ということでございまして、基本的には前各号に掲げるものが基本になってくるんですが、例えば公務災害、基本的には公務災害ということになってこようかと思うんですが、それ以外に公務災害には当たらないけれども、それに準ずるような議員活動を行っていたときに事故に遭われたりとか、そういった場合が出てくる可能性がございます。それで、具体的に今どういう項目ということは決まっておりますけれども、そういうときのために議論の余地を残しておきたいという意味合いから、この第4号を設けてございます。

続きまして、疑義の決定ということでございます。

第6条といたしまして、この条例の適用に関し、疑義が生じたときは議長が議会運営委員会に諮って決定するということでございます。

最後に委任でございます。

第7条といたしまして、この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるとさせていただきます。

そして、附則といたしまして、この条例は平成30年11月1日から施行するというので、まずお認めをいただきましたら、周知期間を挟んで、改選後の11月1日から施行するという形でこのような案ということで、提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○会長（西川憲行君） 以上で説明は終わりました。

このことについて、確認等がございましたら順次発言をお願いします。

宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） まず1条の趣旨のところですけども、議員報酬、期末手当はわかるんですが、費用弁償は出てこなかったら発生せんと思いますが、ここに上げるべきであるのかどうか。それから、長期間というのはこの表にあらわれておる90日が基本であるのかというのを確認やけど、それと女性の方の出産の産前産後やけど、このほかに育休が認められている部分があるんですが、それは検討されていないのか、3点確認したい。

○会長（西川憲行君） 服部部会長、お願いします。

○議員（服部孝規君） 質問いただきましたんで、お答えをしたいと思います。

まず費用弁償については、条例の名称自体がこういう費用弁償を含めた条例になっておるんで、宮崎委員が言われるように、費用弁償は実際に動きがなければ発生しませんので、そういう意味で理解していただいたらいいかと思います。

○議員（宮崎勝郎君） この点について、発生せんで必要ないと私は思うんですわ。ここでやっぱり文言を上げておくべきかどうか。費用弁償が、条例にはもともと出ておると思うんやけど、発生せんという回答やったし、当然、私もそう思うんやけど、ここで費用弁償の部分をあらわしておかなければならんのかと。

○会長（西川憲行君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 今回の条例は、あくまでもとのある条例の特例ということでございまして、もとの条例が亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、これが条例名でございまして、これの特例になりますので、当然、もとの条例名は上げやんならんということになります。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） 2点目の90日が基本という問題ですけども、各市をいろいろと調べてみました。県内、県外。やっぱりまずスタートライン90日というのは、大体どこの自治体でもやっています。多分、これは職員の休職発令が90日すると発令になるんで、多分それに合わせてあるんだろうと私は理解をしています。90日をまず一つのスタートラインにしているという理解でいいんじゃないかと思っています。

それから、育休については、議員については、出産については今回規定されましたけれども、育休については規定がありませんので、これはこれとは関係がないということになると思います。

○会長（西川憲行君） よろしいですか、宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） はい。

○会長（西川憲行君） 尾崎議員。

○議員（尾崎邦洋君） この長期間欠席というのは、減額するときは90日を超えてというふうになっていますけど、自分らが民間におるときは、じゃあ90日連続して休んだ場合なら体調が悪くても5日間か1日でも出たときに、長期欠勤はそれは切れてしまうかどうかというのは、余り定義が書いていないと。90日連続して休んだ場合は、その減額の対象になるけれども、ちょっと悪いけれども、一日でも出たらええのやったら、90日目の前日に一遍行って、私は勤めたよといって、そこからまた行くのか、その辺のそういうある程度、定義がないと、ほとんど休んでしもうても後半の90日になる前の3日間ぐらい出てきて、また長期にちょっと体調崩したでと言うと、どこからはかるかとい

うのが、また延びていく可能性があるんで、長期のあれというのは、どういうふうに、間で5日出て、そんなん対象にならんとか、そういうことはある程度決めておいたほうがいいとは思いました。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） 私も役所の職員をしていましたんで、90日というので休職発令されるんで、89日が出てくる人もおったんですわ、現実には。よく知っている人はそういうことをするんです。1日出てきて、また90日行かないからというんで、休職発令を避けてやるというのがあるんです。ただ、これはあくまでも90日を超えた場合に100分の20の減額やから、そういうやり方をされたらもうこれはアウトです。減額できません。

○会長（西川憲行君） 事務局。

○議会事務局員（高野利人君） これにつきましては、連続ということになりますので、今説明があった例えば89日が出てきたということになりますと、リセットされてゼロからというカウントになろうかと思えます。

○会長（西川憲行君） 尾崎議員。

○議員（尾崎邦洋君） 例えば90日の間でも10日以上出ない限りは、それは継続されませんよと、継続を切ったということにはならんやろうというふうに、やっちはあるんですよね。民間ならそういうふうに、私たちの規定はあったと思うんです。そうすると90日前の1日出てきや、そこでまた切れてしまうということなんですね、この解釈。

○会長（西川憲行君） 部会のほうで話し合っていたときに、あくまで出てくるのは議会の会議等という原則がありますので、連続して社員とか職員のように連続して毎日出てくる日勤ではないので、言われるように間に10日とか言われても会議の間があきますので。

尾崎議員。

○議員（尾崎邦洋君） 会議に一遍出たら90日は消えるということ。

○会長（西川憲行君） ゼロになりますということになりますので、本来は、そういう議員さんはうちにはおらんやろうというのがまず大前提でございますけれども、ただ他市のところでもこういう条例をつくられておりますので、亀山市も一応規定はつくらなあかんということで、条例化を進めておりますけれども、言い方は悪いですが、そういうことをされたら本当に全然減給されないということになります。最大4年ですわね。ですので、条例としてはこういう形で整備させていただきたいということでございます。

鈴木議員。

○議員（鈴木達夫君） 今の話、連続というのは非常に難しい、細かい、まだまだ正直、一生懸命議論を重ねて出していただいたものが、完成されていないなという印象を受けますが、とりあえず改選前に長期欠席者に対する対応を検討部会で議して、そういう方向でいこうということだけは皆さんにご納得していただいて、成文化した中で、細かい今、尾崎議員がおっしゃったことについては、改選後にまた再度詳細について詰めるという格好にしておいたらどうかなというのが私の意見。

とりあえず検討部会で何度も検討を重ねたものについては、議会は確認をし、これは成文化していただいて、細かいことについては、再度改選後にまた新たな組織の中で細かく詰めていくという格好をとったらいかがかなと私は思います。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） もっともな意見だと思います。7条に、特に設けてあるんですけれども、この条例に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。つまり、大まかなものだけを決めてあるんで、今尾崎委員が言われたような、そういう問題については、事細かく決めていないんです。だから、それについては7条のそういう必要性があれば議長が別に定めるということがあるんで、そこで定めるという形をとりたいと思いますし、それから6条に疑義が出た場合は、議長が議会運営委員会に諮って決定すると、だから議運でもいわゆる決定をしてもらおうということもあり得るということなんで、大筋、この条例をまずつくっておいて、その中で、多分実際にはいろんな問題が生じてくると思います。そうすると条例の改正も必要になる部分もあるかと思ひますし、それから7条の議長の別に定めるでもやれる場合もあると思ひますし、とりあえず今、欠席者がいない段階で、条例だけはとりあえずつくっておきたいというのが我々、検討部会の思ひです。

○会長（西川憲行君） 小坂議員。

○議員（小坂直親君） この条例をつくるのは結構なんですけど、過去に、平成17年に合併した当時、これに似た人がおったんです。これに該当するような人が見えたと思うんですけど、今そんな人は見えんと思うんでよろしいんやけど、この中で、6条で議長が議会運営委員会に諮るって、議会運営委員会に諮るんやなくて、これは倫理委員会に諮るべきやと思うんです、私は。議会運営委員会はこの運営上の問題であって、これは議員個人の問題であるから、議会運営委員会でなしに、これは倫理委員会に諮るべきやというふうに思ひ。これは議会運営委員会ではないと思うのと、それから附則で11月1日やけど、別にこれは差しさわりなければ、私らそのとき任期はないんで、6月に出して7月1日施行でも十分と違ふんかなと。何であえて11月なかと、我らはもう11月1日では任期がないんで、6月議会に出して、7月1日から施行にしたらいんやないかという2点を申し上げておきます。

○会長（西川憲行君） 宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） やっぱり成立するのはもっと早うでいいと私も思ひ。改選とかそんな話は、私はこの条例には関係ないと思ひますよ。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） 小坂委員の言われる議運でなしに政治倫理の、これもっともな意見だと思います。この辺のところについてちょっとまだ検討が要るのかなというふうに思ひます。

それから、宮崎委員も言われたような、何も30年11月1日から施行せんでもいいんやないかということについては、これは私らとしては任期中にこれをとにかく上げたいという思ひがあつて、こういう設定をさせてもらったんで、議会の中でもっと早く、できたんやったら即施行したらええやないかという意見であれば、そういうふうにしていいんではないかなというふうに思ひます。

○会長（西川憲行君） ちょっとお待ちください。政治倫理委員会の規定について確認をしていただいております。

それから、ただいまご意見がありました平成30年11月1日からの施行というのは、7月1日からにしてはどうかということでございますが、これは皆さんのご異議がなければ、7月1日に変更するのは可能かと思ひますので、その点についてまず7月1日からの施行でご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（西川憲行君） ないということですので、条例の施行日は7月1日に訂正して条例案を上げさせていただきたいと思います。

それでは、ちょっとお待ちください。

10分間休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

○会長（西川憲行君） 会議を再開します。

先ほどの倫理委員会の件について説明をお願いします。

服部部会長。

○議員（服部孝規君） 第6条の件について、このように理解をいただきたいと思います。

この6条については、この条例の、例えば規定が非常に問題があると、だからそういう場合については議会運営委員会に諮っていただくと。それから、小坂議員が言われた、いわゆる議員個人の問題、倫理上の問題については、これは別途、政治倫理審査委員会がありますので、そちらのほうでちゃんと上げていただくということで、この6条の書き方でいいのではないかというのが1点と、それから7月1日から施行するというふうに変えるということを行いましたけれども、もうそれであれば公布の日から施行するというふうに変えてはどうかと、この2点を入れさせていただきたいと思います。それでよろしいですか。

○会長（西川憲行君） 小坂議員。

○議員（小坂直親君） 6条の件やけど、これ6条はさ、条例そのものは確かに全体はそうやけど、適用するかせんかという判断は、議運ができるもんじゃなしに、その議員に適用するかせんかというのは、それは倫理委員会が適用するものであって、適用するのに関してそういった場合やで、私はそれは倫理委員会やと思う。条例そのものの書き方がどうのこうのと言うのやったらわかるけど、この条例を適用するのは議員なんですよ。その適用する議員がどういう判断されるかというのはやっぱり倫理委員会やと思うんです。議会運営委員会ではないと思う。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） 政治倫理審査委員会の規定でいくと、例えばそれを開きたいという場合には、その人のこういうことがありましたということを証拠を添えて提出をして、開くという形になると思うんです。だから、そういう形でその問題がある議員個人のことについては、対応したらいいのではないかなというふうに思う。

この条例でいう議会運営委員会に諮って決定をするという部分は、先ほども言いましたように、あくまでもこの条例の規定の見直しというふうに理解をいただけたらというふうに思います。決して政治倫理審査委員会が開けないわけではないんで、それは別のものとして開いていただくということで、理解をいただければいいのではないかなというふうに私は思っております。

○会長（西川憲行君） 政治倫理委員会には、証拠と、それから3分の1以上の議員の賛同があつて申し入れを出したときに、政治倫理委員会を開くというふうになっているのが現状です。

90日以上休まれた方を、じゃあ政治倫理委員会でどうするかというのは、また議員個人さんに対して辞職勧告をすとかそういうふうな話になってくると思います。ここは、基本的には90日休まれたので、報酬をカットしますというのが条例どおり進んでいく場合であつて、そのときに適用され

た議員側からもし疑義があつてということが生じた場合でも、議会運営委員会で諮っていくという形になろうかと思しますので、いきなり政治倫理委員会でこの条例を適用するしないではなくて、条例は適用しますと。その中で疑義が生じたときは、議運でもう一回検討すると。それで、なおかつその議員さんが先ほど尾崎議員が言われたように、90日超えやん程度に出てきて、また休み出したというときは、その議員さんの個人的な問題があるんじゃないかということで、90日休んだという証拠を添えて、3分の1の賛同をいただいた上で政治倫理委員会にかけて、その議員さんに対しての何らかの処分なり、ペナルティーを科すなりということ、また検討していただかないかなのかなというふうに、ちょっとすみ分けを考えたということでございますけれども、ご理解いただけますでしょうか。

前田議員。

○議員（前田耕一君） 小坂委員の言うことわからんことないし、検討部会が言うこともわからんことないんやけど、表現が微妙なのは、この条例の適用に関し疑義が生じたときになっておるわけやな。ということは、条例の中身についての疑義が生じたときなのか、その該当者が出たときを指すのかというと、これちょっと曖昧なんさな。この条例を見ると、この条例の適用に関しての疑義が生じたとき、条例の中身について疑義が生じた、判断が難しい場合というようにとれるもので、とりあえずはこうやってしておくほかないんと違うかな。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） 私はもう2本立てで考えています。だから、この条例の規定ではちょっと問題が出るやないかというようなことで、条例改正が必要やというような場合は、やっぱりこれは議会運営委員会に諮って決定をするべきだというふうに思います。それから、もう一つ小坂議員が言われた議員個人の倫理上の問題、これについては別途、政治倫理審査委員会があるんで、そこでやっぱりきちっと議論していただくという、その2本立てでいったらいいんではないかなというふうに思います。

だから、6条の規定があるから政治倫理審査委員会が全然動けないという話はないと、そういうふうな2本の考え方でいってもらえないかなというふうに私は思いますけど。

○会長（西川憲行君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） この疑義が生じたときの第6条は、この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長は全員協議会を開催し、政治倫理委員会の開催を云々という、そういうような文面に変えられるのかな。全員協議会をして、それで政治倫理委員会を開催するかどうかを協議した後に、その疑義を決定するというような文面に変えられたらどうかな。そうすると、3分の1いるんやったら、全協に諮ったほうがええと思うんや、議長が。

○会長（西川憲行君） この場合、皆さん90日を超えた場合を今想定されているんですけども、例えば90日超えていると、これは条例上で減給の対象になりますけれども、60日、例えば休んだ人とかは、その時点で問題になると思うんですよね、ここで。そうしたときは、政治倫理審査委員会のほうを先に開くことが可能じゃないかと思うんですよ。もうずうっとあの議員休んでおって出てこようへんやないかということは、これは政治倫理のほうの問題になるかなと思うんです。あくまで、さっき服部部会長が言われたように、この条例等を不備があるやないか、改正していかなあかんやないかという話をするのに、また検討部会に戻すということではなくて、あくまでも議運の中で検討して

いただいて、その検討結果を全協で諮るといふ形になると思いますので、2本立てでいっていただくのがいいのかなという感じはするんですけど、櫻井議員がおっしゃるように、全協でというのはいくわかるんですけども、最終的には全協で話をせなあかんと思うんですけど、その前段階でやっぱりどこかで、これをどうしようというのを諮った上でやらないと、ちょっと混乱が生じるかと思しますので、この条例案でちょっといかせていただきたいなというのが今の思うところです。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） ということは、議会運営委員会で政治倫理委員会を開催するかどうかということを決定してもらいたいという意味でもないやろ。

○会長（西川憲行君） そうではないです。政治倫理委員会を開こうという発案が出たときは、今現在、例えば60日なり1カ月間も全然出てこへんやないか、本会議ずうっと休んでおったんやないかという前提があった上で、この議員には問題があるで、その病気とか事故とかでなければおかしいやないかと話が出たら、当然全協開くなり何なりして、皆さんに政治倫理委員会を開きますかという話はせなあかんと思うんです。政治倫理委員会を開いても、議員に対して、例えば辞職勧告を出したとしても強制力はありませんので、そのまま居続けることは可能です。そうしたら、90日超えたときは減給対象になりますよという条例が生きてくるのかなと、それでもなおかつとなったとしても、今のルールでは議員に対して首にするとかそういうことはできないので、2本立てでいくのがいろんな場合に対応できるのではないかとこのように考えていますけど、いかがでしょうか。

宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） いろいろ会長が言われるんやけど、もう一遍、部会で十分検討したら。

それと、この5条の4号なんかは、やはりどこかで線を、何かで規定をつくっておかんと。

○会長（西川憲行君） この今言われた5条の4号につきましても、議長が独断で決めるという意味ではなくて、やっぱり6条と関連して議会運営委員会を中心に諮っていくということでご理解をいただきたいと思います。

当然、どの方が議長になられたからといって、これはええやないかとか、これはあかんやないかと独断で決めるというものではないと思しますので、本日、原案でこの条例の附則については、公布の日から施行するというふうに変更させていただいて、これでご理解いただけないでしょうか。

服部部会長。

○議員（服部孝規君） この条例自体が、長期間欠席をした人の議員報酬及び期末手当の支給についてのいわゆる減額をしますよという条例なんです。だから、そこまでの条例なんで、それはそれでこういう形で認めていただければ、それは動かしていきたい。それとは別に、政治倫理審査委員会というのは、それこそ辞職勧告決議まで、いわゆる議員の身分そのものを問うところまでやれる部分があるわけです。この問題と、いわゆる報酬や手当を減額するという問題と別に考える必要があるんではないかなというふうに思いますので、もしその必要があれば政治倫理審査委員会を、その証拠なり、それから3分の1の賛成でもってかけていくと。あくまでもこの条例は長期間休んだ、そういう人の議員報酬と期末手当については減額しますよという範囲の条例だというふうに理解いただきたい。

減額についての規定について疑義が生じた場合は、議会運営委員会に諮ると。私らが思っておるのが、検討部会にすぐという話があるんで、検討部会から推進会議に上がったら、それはもう検討部会から手が離れていますので、やっぱり別途の機関でそういう検討はしていただく必要はあるんやない

かというふうに思いますので、そんなふうな形でご理解いただけたらというふうに思います。お願いします。

○会長（西川憲行君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 5条には1号から4号まで、この場合には適用外でしてありますやんか。それ以外の人については、基本的に減額決定された人がちょっと何でやと言うたときに、議長として逃げる口実をつくるためのあれやわな、はっきり言うたら。だから、もうわしやったらこの条例の適用に関しては議長によって決定すると、議長の責任にしときゃあいいがな、議会運営委員会に諮らんでも。この1から4まであんのやでさ。この人らは適用外やんかな。そして、疑義があった場合には、議長の責任をもって決定すると、議長が全責任をとるのさ、議運に諮らんでも。どうやな。

○会長（西川憲行君） 鈴木議員。

○議員（鈴木達夫君） 各会派から代表して出て、こういう検討部会が成り立っているか確認はとれないんですけども、何度もこの案件については議論を重ねていただいて、議長の決断で、これを全体の中での推進議会に提出したものは、やはり一定の確認とか多少の説明を求めるとというのが基本で、一言、文字の訂正等々をやり出したら検討部会のご苦勞が、だからといって全体の協議会の中で意見を申すなということではないんですけども、基本は検討部会の中で議したものに対しては、やはりその筋で従うという方向をしないと、私は何も進んでいかないように思います。確かに先ほど言いましたけれども、フアジーな部分もございますし、これからもっと詰めていかなない部分があるけれども、やはりこの機会にはどうか皆さんにご理解をいただいて、それで次に進めていくという方向に私はすべきではないかなという思いがしてなりません。以上です。

○会長（西川憲行君） 小坂議員。

○議員（小坂直親君） いろいろ議論させてもらったけど、議会運営委員会というのは議長の諮問議会なんですよ。諮問して答申を受けて決定する。それを諮って決定するというのは、それは余りにも簡素化過ぎる。別に疑義の決定は、そういったときには倫理委員会もあればやるんやで、もう6条なしでもいいわけですよ。この条例で定めるほか必要な事項は議長が別に定めると、それで全てが網羅しておるわけですよ。あえてここで疑義を議会運営委員会にかけんならんとということ自体が不自然であって、だったら7条で何を、ほかの定める事項というのはあるのか知らんけど、この7条で全てを網羅しとるはずですよ。議長が決定するに当たって。これ委任だとか、誰に委任するか知らんのやけど、議長が別に定めるということで全ては網羅しておると思うんです、私は。だから、6条は私は要らんとと思う。7条だけでも、私は十分それで網羅しておると思う。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） 小坂議員の言われることはわかります。

要は、最終的に議長に行くと思います。必ず議長に行って、起こっている問題の性格がこの条例の不備にあるということになれば、これは条例改正せんらんとという議論になってくる。そのときにはやっぱり議会運営委員会で改正についての議論をしていただきたいというのが一つです。

それから、もう一つは、そもそもは政治倫理上の問題やないかということになってくれば、当然議長は政治倫理審査委員会を開く方向で動いてもらえると思うんです。だから、そういうふうに理解をいただけないかなというのが、もう何遍も言いますが、私の2本立てという考え方。これで理解をぜひいただきたい。

もし、そういうやり方でスタートして問題があれば、またこれは議員の中だけで条例の改正も見直しもできますので、その都度上げていただければやれると思いますので、とりあえず私としてはスタートさせていただきたいなど。多分ほかにもいろんな問題があるんだろうと思います。実施していく中で、それは完璧なものができるかという、なかなかできませんので、とりあえずそういう理解でもって動かしてもらって、見直しについては適宜その都度上げていただければ、議員18人で決める話なんでやりたいというふうなことで、ご理解いただけませんか。櫻井議員、小坂議員、どうですか。

○会長（西川憲行君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 要は、そうすると第5条の1から4までの中で、また附則の部分ができただけの場合には、追加する意味で議運に諮っていききたいという意味で、理解したらええかな。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） まず最初に長期間欠席という、いわゆる理由を問わず長期間欠席という書き方がしてある。そうすると、いやいや長期間欠席したけれども、理由があんのやという場合が出てくるんで、その場合適用除外を設けたというのが5条です。具体的に1、2、3というのは、具体的な例を挙げてこういう場合は適用除外にしますよと、長期間欠席というには当てはまりませんよということがうたってある。

ただ、これ以外にも出てくると思う。例えば愛知県西尾市やったか、議員さんが中国に行って拘束されたとか、こういうのはこの条例ではどこにも当てはまらないんですよ。そういう場合は4で、こういうケースも当然起こってくるであろうと、いろんなケースが起こってくるそれ以外の。想定しづらいようなものもあると思う。そういう場合は、この4でもって議長がやむを得ないと認める事由。ただしこれも、議長が独断では絶対判断できませんので、何らかの形で皆さんに諮って決定せざるを得ないだろうと思います。だから、4のこれはそういう意味で置かせていただいた。3までは、ある程度想定できるものまで書かせてもらって、それ以外のどんな問題が起こるかわかりませんので、それについては4で適用したいと。そういうことです。

○会長（西川憲行君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 議会の動きはこれでいくと。職員はそういうのがあると思うんやな規定が。特別職の方々、行政の。これは、議会がこんな動きしておるんやで、君らもってそんなことを話すことがあったんですかいな。

○議員（服部孝規君） それはないです。

彼らにとっては90日休むということは、念頭にないと思いますけどね。

○会長（西川憲行君） 宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） 今回これ、提案はどこからするのか。

○会長（西川憲行君） 議会運営委員会です。

宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） 委員長がしっかり頭に入れておいてもらわんだら、提案しにくいぞこれ。今の話を聞いておると、まだまだ難しい話やで、これ。

○会長（西川憲行君） 前田議員。

○議員（前田耕一君） 概略は、皆さん納得しているとのことやから、簡単に言うたら、長期欠席者

の減額についてのことかうたってあるわけですから、それが言い出したら何ぼでも言いようがあると思うんですわ。それはそれでそのときにまた対応していかなしようがないと思うんやわな。だから、今回もこれで十分皆さん納得しておらんかわからんけれども、スタートしたらどうですか。それでいいと思いますけどね。

○会長（西川憲行君） ありがとうございます。

今、前田議員がおっしゃられたとおり、完全に納得できていない部分もあるかと思えますし、この条例自体が完璧ではないかなという気もいたしますけれども、服部部会長が言われたように、まずはこれでスタートして、そしてまた不備があれば条例改正を繰り返しながらでもいいものにしていきたい。そして、まずは長期欠席者に対するペナルティーを亀山市議会はつくったよというのが、大事なところではないかと思えますので、皆さんのご理解をいただいて、この条例を6月定例会に議会運営委員会の提出議案として提出させていただきたいと思えますが、皆さんご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（西川憲行君） 伊藤議員。

○議員（伊藤彦太郎君） 期間が休会とかも期間に含むということを、私、ちょっとさっき確認させてもらうんですけども、これは改選があった場合、リセットされるのかどうか、その欠席期間が。その点だけちょっと、多分7条の項目になってくると思うんですけども。

○会長（西川憲行君） 改選のということについては、我々は10月31日で議員資格を失いますので、当然そこから継続ということはありません。11月1日から新たな方が任期が始まりますので、当然10月31日までで我々の任期が終わりますので、そのリセットは当然だと思います。

それでは、以上で議会改革推進会議を閉会いたしますので、よろしく願います。ありがとうございました。

午前11時41分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 30 年 5 月 18 日

会長 西川 憲行